

2023年11月28日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

政調会長 大橋 沙織

2024年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

はじめに

来年3月で大震災と原発事故から丸13年が経過、14年目を迎える新年度は、福島原発の廃炉作業を安全かつ着実にすすめるとともに、原発回帰をすすめる岸田政権ときっぱり対峙する県政運営が求められます。

イスラエルの大規模攻撃によって、パレスチナ・ガザ地区できわめて深刻な人道的危機が起こっています。日本共産党は今日6日、声明「ガザでのジェノサイドを許すな—ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての各国政府への要請」を公表し、各国政府と国際機関への申し入れと懇談を始めています。ガザ地区の人道的危機を打開するためには、イスラエルがガザへの大規模攻撃を即時中止すること、双方が即時停戦に向けた交渉のテーブルにつくことが急務であり、国際社会がそのためのさらなる働きかけを行うことが必要です。日本政府はアメリカの顔色をうかがうのではなく、恒久平和を掲げる憲法9条に基づき役割を果たすべきです。

物価高騰に対する経済無策、平和も暮らしも押しつぶし大軍拡へ突き進むなど、岸田政権の暴走政治に対して国民の批判と不信の声が日増しに高まり、政権末期に近い様相を呈しています。報道各社の世論調査で岸田内閣の支持率が軒並み下落、過去最低となる20%台の結果が相次ぎ、今日のNHK世論調査で、物価高対策として政府が打ち出した所得減税の評価では、「あまり評価しない」「まったく評価しない」との回答が合わせて約6割にのぼりました。「アメリカいいなり」「財界中心」という二つのゆがみをもつ自民党政治と国民との矛盾がいよいよ極限に達しています。

こうした状況のもとで、異常な対米従属・財界中心の政治を打破し、「国民が主人公」の日本をめざすことを明確に綱領に明記する日本共産党は、利益優先の財界・大企業が求める「コストカット型経済」で30年におよぶ日本経済の停滞を作り出した自民党政治の責任は大きいことを指摘し、①政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる ②消費税減税、社会保障充実、教育費負担軽減 ③気候危機打開、エネルギーと食料自給率向上 の3つの経済再生プランを提案しています。また、ジェンダー平等が世界の大きな流れとなる中、日本のジェンダーギャ

ップ指数は最下位クラス、人権後進国です。政治の責任は重く、あらゆる分野・場面で認識の転換、発展が求められています。

日本共産党は国民が希望のもてる抜本的打開策を示し、政治のゆがみを正すために力を尽くします。党県議団も県政運営に対し、こうした視点に立ち引き続き全力を尽くす決意です。県民一人ひとりの暮らしと生業応援のあたたかい県政、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現へ、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

一、2024年度の県予算編成方針について

- 1、岸田自公政権による5年間で43兆円もの大軍拡・大增税を許さず、消費税減税、社会保障の充実、教育費の負担軽減など、県民の暮らしを支え格差を是正する税・財政の抜本的改革を国に求めること。
- 2、物価高騰対策として、あらゆる物価を下げる消費税減税は、最も有効である。富裕層と大企業に応分の負担を求め、緊急に消費税を5%に減税するとともに、小規模事業者やフリーランスの暮らしと営業を守るうえで死活的課題となっているインボイスの中止を国に求めること。
- 3、県民1人当たりの財政規模が全国3位の県予算を生かし、全国最下位クラスの医療や福祉、教育予算を大幅に増額し、福祉型県政に転換すること。
- 4、復興予算の使途については、道路などのハード事業やハコモノづくり、イノベなどの“惨事便乗型”の復興の在り方を抜本的に見直し、原発事故や相次ぐ自然災害の被災者、新型コロナ感染症・物価高騰にあえぐ県民の暮らしと生業の再建にこそ優先配分すること。
- 5、医療・介護の改悪、国民健康保険税や保育料などの負担増をやめ、年金と生活保護費の基準額を物価高騰に見合うよう大幅に引き上げること。“社会保障は経済”との観点に立ち、社会保障の充実で経済の好循環を図ること。医療・介護、保育などのケア労働者の賃金引上げを国に求めること。
- 6、個人情報の漏洩などのトラブルが続くマイナカードとマイナ保険証の強制はやめること。国民皆保険制度を崩す、従来の保険証の廃止は見直すよう国に求めること。
- 7、中小企業を直接支援しながら最低賃金は、全国一律時給1,500円に引き上げるよう国に求めること。
- 8、喫緊の課題として、非正規ワーカーの賃上げと待遇改善を図るよう国に求めること。男女賃金格差を実質的に解消するよう国に改善を求めること。
- 9、公務職場でも非正規雇用の割合が増えているが、職員の処遇改善を図る観点から正規職員を増員すること。会計年度任用職員については、実質賃金の引き上げと待遇改善を行うこと。
- 10、教職員定数の国の標準法を見直し、30人学級を小中学校と高校まで広げるよう国に求めること。県独自に必要な正規教員を増員し、教員の多忙化と教員不足を解消し、子どもの教育を受ける権利を保障すること。

- 11、県として学校給食費の全額無償化、高校生のタブレット無償貸与、高校・短大・専門学校の給付型奨学金制度を創設し、子育て世代の教育費の保護者負担を軽減すること。
- 12、生活を支える重要なインフラであるバス路線や鉄道網の整備など県内公共交通網の再構築を図ることは、地球温暖化対策の観点からも重要である。市町村まかせにせず、県が計画を策定すること。同時に、バス代やタクシー代への補助を県として行うこと。

二、福祉型県政への転換を

(1) 高齢者福祉の拡充について

- 1、来年度は介護保険料の見直し時期となるが、高齢者を取り巻く厳しい生活の現状を踏まえて、保険料の引き上げとならないよう国に負担割合の引き上げを求めること。また、制度の見直しが検討されているが、利用料について2割負担への引き上げや食事代等の保険外負担金の引き上げは行わないよう国に求めること。
- 2、介護保険事業について、要介護1、2を市町村の総合支援事業に移行させないよう国に求めること。
- 3、新たな介護保険事業支援計画の策定に当たっては、高齢者が希望する場所で必要な介護サービスが受けられるよう、特養ホーム等入所施設を含めサービス体制を拡充すること。
- 4、本県の介護職員不足解消のため、県として全国から抜き出す処遇改善策に取り組むこと。
- 5、後期高齢者医療保険の患者負担2割への引き上げで、受診率が低下したことから、1割負担に戻して受診しやすい環境を作ること。
- 6、高齢者のフレイル予防、認知症予防を本格的な県民運動にするため、保健師等専門職員を増員して取り組むこと。
- 7、高齢者の補聴器購入補助を県の事業として実施すること。
- 8、高齢者の車の免許返納後の移動手段確保策として、福島市等が実施するシルバーパスの発行を県の事業として行うこと。また、タクシー代への補助を合わせて行うこと。
- 9、高齢者が住み慣れた町で安心して生活できるよう、移動販売車等への支援で買い物難民を解消すること。

(2) 児童福祉の拡充について

- 1、日本一子育てしやすい県づくりのため、妊娠、出産、育児に係る経済的負担の解消に県として取り組むこと。多くの市町村が行っている出産祝い金を県の制度として支給すること。
- 2、保育料が最も高い3歳未満児を含めた保育料無償化を県の制度として実施すること。保育所の食事代は主食も無償化すること。
- 3、子どもの安全を守り良質の保育を保証するため、保育士の配置基準の見直し、保育士等の処遇改善のための公定価格の引き上げを国に求めること。独自に増員配置をする事業者に対して県が助成すること。

- 4、核家族化が進む中で、妊娠、出産、育児の各段階で気軽に相談できる体制として、フィンランドのネウボラに匹敵する機能を持つ子育て世帯包括支援センターを全市町村に整備すること。
- 5、豊かな遊びで子どもたちの発達、成長を見守るプレーリーダーを県として育成、仕事として成り立つよう支援すること。
- 6、放課後児童支援員の処遇改善を図るため、国の運営費基準を大幅に引き上げるよう求めること。国の処遇改善加算が適切に適用されるよう事業者を援助するとともに、公立の放課後児童クラブにおいても処遇改善が進むよう市町村に要請すること。
- 7、保育、学童クラブ専任課を設置し、支援体制を強化すること。
- 8、子どもたちの8.8%を占めるとも言われる発達障がい児又はそれに類する児童の発達を保障するため、個別支援計画の策定による適切な支援が行われるよう体制を強化すること。
- 9、医療的ケア児支援法に基づく支援体制の強化を図ること。
- 10、国が都道府県1か所以上の設置を図る「児童心理治療施設」の本県設置を早期に進めること。
- 11、子育て世帯の家賃補助を行うため、市町村に住宅セーフティネット制度の活用を促すこと。
- 12、老朽化が激しい中央児童相談所の早期建て替えを進めること。

(3) 障がい者福祉の拡充

- 1、障がい者福祉増進のために制定された県の2つの条例に基づき、条例の趣旨の徹底に向けた福祉施策の総点検を行うこと。
- 2、障がい者総合支援法に基づく報酬基準を大幅に引き上げ、事業所に働く職員の処遇改善を図るよう国に求めること。県の委託事業については、県が独自加算を行うこと。
- 3、市町村事業となっている移動支援について、市町村を支援し適切な運用を図ること。
- 4、障がい者就労支援B型事業所については、障害の重い人が排除されないように、成果にリンクする報酬基準を改めるよう国に求めること。
- 5、障がい者施設への県の優先調達を増やすよう、県庁各部署に法の趣旨を徹底すること。
- 6、手話言語条例の趣旨を生かすため、県の聴覚障がい児特別支援学校における手話教育を学習指導要領に位置付け実施すること。

(4) 県民医療の充実

- 1、本県の人口当たりの医師数が全国44位と最下位クラスの深刻な医師不足、医師の働き方改革を進めるため、本県の医師不足解消に向けた取り組みを強化するとともに、県立医科大学の定数の維持を国に求めること。医大卒業生の県内定着を図るための環境を整備すること。
- 2、看護師の不足も深刻で、定年を超える看護師が医療を支える実情があることから、看護師の処遇改善を進めて不足を解消すること。そのための看護師需給計画を見直すこと。

- 3、公立、公的病院の削減は行わないこと。
- 4、県立医大病院の医師確保に当たっては、難病専門医を配置し難病患者のニーズに応えること。また、医療機関として患者の待ち時間を短縮し患者の負担を軽減するようシステムを改善すること。
- 5、本県の急性心疾患による死亡率が依然全国トップレベルにあることから、生活習慣病予防対策を強化するとともに、コンビニ等人が集まる施設へのAED 配備を進め利用研修を促進すること。
- 6、早期発見が困難と言われるすい臓がんの早期発見のため先進市と言われる尾道市等の取り組みに学び、本県でも取り入れること。
市町村によりがん検診受診料が異なり、胃がん検診では2倍以上の格差があることから、県が支援策を講じて負担軽減し受診率向上を目指すこと。
- 7、マイナ保険証は廃止し現在の保険証を継続するよう国に求めること。
県は保険者として適切な医療提供を行うため、別人の医療情報が紐づけられるなど問題が多いマイナ保険証の利用は強制しないこと。
顔認証のマイナンバーカードは介護施設等の職員負担が大きいことから、推奨しないこと。
- 8、無料低額診療制度を活用する医療機関を増やすため、制度の周知を図ること。

(5) 国保行政について

- 1、県の国保運営方針を見直し、2029年の国保税統一化は削除すること。
- 2、国保税減免については、所得減少が続いているため、前年度比の減少率ではなく、コロナ以前の所得比、又は生活保護基準で適否を決めるよう市町村を支援すること。
- 3、来年度の国保事業計画策定に当たっては、加入世帯の生活状況の悪化に鑑み、国保税の負担増を招かないため、県の基金や一般会計からの繰り入れを行い市町村の納入金を減額すること。
- 4、子育て支援策として18歳までの子どもの均等割りを全額免除とするよう国に求めるとともに、当面は県の制度で免除すること。
- 5、資格証明書及び短期保険証の発行は行わないよう市町村を支援するとともに、国保税徴収効果が少ない差し押さえは行わず、生活状況に応じて不能欠損処分を適用すること。

(6) 保健衛生行政の拡充

- 1、コロナ感染症の世界的パンデミックを踏まえ、県内の保健所の増設など体制を抜本的に拡充すること。
- 2、県内でのPFAS汚染の有無を確認し、あれば早期の対策を講じること。
- 3、県衛生研究所の建て替えと職員体制の拡充を図ること。

(7) 感染症対策について

- 1、感染者数が減少しているとはいえ油断できない新型コロナ感染症について、来年度以降も無料のワクチン接種を継続するとともに、コロナ治療薬の公費負担を継続するよう国に求めること。
- 2、インフルエンザも季節に関係なく感染拡大がみられるため、ワクチン接種の補助を高齢者に限定せず実施するよう国に求めるとともに、県の補助を実施すること。
- 3、感染症対応の医療機関を増やし、医師、看護師の専門家を育成すること。
- 4、ウイルスのゲノム解析を担当する検査の技術者を増員すること。

(8) 低所得者対策の拡充

- 1、異常気象から県民の命を守るため、県としてエアコン未設置の低所得世帯への購入補助を行うこと。
- 2、低所得世帯への貸付制度、総合福祉資金の貸し付けを受けやすくするため、社会福祉協議会の受付事務を改善するよう指導すること。
- 3、物価高騰で生活困窮する県民への生活物資の支援について、民間団体任せだけでなく、民間事業者の協力を得て社協が役割を発揮するよう求めること。

三、教育費の保護者負担軽減と教育行政の質の充実を

- 1、教育予算を大幅に増やし、物価高騰や資材高騰に見合う学校維持管理費の確保、また、最低賃金の引き上げを行うこと。教育費は無償とする憲法 26 条に基づき保護者負担を大幅に軽減すること。
- 2、小中学校の学校給食費については、すでに県内の 86%の市町村が補助を実施している。県事業として学校給食費無償化を実施すること。また、各市町村に地産地消の食材使用を支援すること。
- 3、給食費滞納世帯に対し、児童手当からの給食費天引きは行わないよう市町村に通達すること。
- 4、東北 6 県中福島県だけが保護者負担になっている高校生のタブレットを無償貸与とすること。
- 5、気候危機が進行する中、すべての教室、体育館にエアコンを設置すること。
- 6、県立学校の図書購入費を増額すること。さらに、小中学校の学校図書館の専任司書を常勤配置するよう各市町村を支援すること。
- 7、希望するすべての生徒が申請できるよう県の給付型奨学金制度を創設すること。奨学金の返済補助をすること。
- 8、県立高校統廃合の後期実施計画は、凍結し見直すこと。
- 9、30 人学級が組めないほど教員不足は深刻である。県独自に正規教員を増やし、教職員の

多忙化を解消すること。高校においても全国に先駆け 30 人学級を実施すること。

- 10、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフを増員し、全校に常勤配置すること。
- 11、児童・生徒に過度の競争を強いる、また真の学力の定着にはつながらない全国学力・学習調査への参加中止、県の学力・学習調査も中止すること。

四、原発ゼロ、ALPS 処理水の海洋放出中止、県民本位の復興を

(1) 原発事故対応について

- 1、海洋放出中止を国に求めるとともに、専門家が提案している「広域遮水壁」を含め、地下水抑制対策について真剣に検討するよう東京電力に求めること。
- 2、10 月に作業員の被ばくが発生したことも含め、作業員の安全確保と工程の管理を徹底すること。廃炉作業を国家プロジェクトに位置付け、作業員の安全確保等を図るよう国に求めること。
- 3、原発推進の岸田政権に対して原発事故被災県として原発ゼロを求めるとともに、エネルギー基本計画を見直し、原発や石炭火発から脱却し、再エネを中心に据えるよう国に求めること。
- 4、中間貯蔵施設の汚染土壌の再生利用は行わないこと。

(2) 避難者支援について

- 1、避難地域の医療費等の減免は住民の命綱であることから、打ち切りは中止し、再開を国に求めること。
- 2、希望者が安心して帰還できるよう、医療や介護、買い物施設などのインフラ整備を促進すること。帰還困難区域の除染については、帰還希望の有無にかかわらず避難者の声を聞いて実施すること。
- 3、復興公営住宅の家賃について、県営住宅の減免制度など県独自制度を活用し、低所得者の負担軽減を図ること。
- 4、国家公務員宿舎に避難する住民への追い出し裁判はやめ、今後も提訴や調停の申し立ては行わないこと。

(3) 賠償について

- 1、第 5 次追補を踏まえた追加賠償について、請求書の郵送も含め支払い完了まで迅速に進めるよう体制強化を東京電力に求めること。いわき市民訴訟の判決を受け、中間指針の見直しを国に求めること。
- 2、農林業や商工業の一括賠償後の追加賠償について、被害の実態に応じ賠償を支払うよう東京電力に求めること。

- 3、海洋放出に伴う漁業への風評被害について、適切に賠償を行うよう東京電力に求めること。
- 4、県の原子力損害対策協議会全体会議を開催すること。

五、気候危機から県民のいのちと暮らしを守り、災害に強い県土に

(1) 気候危機打開について

- 1、「地球沸騰化の時代」到来と警告された今年の猛暑と線状降水帯の発生を踏まえ、2030年までにCO₂を最大60%削減すること。そのため、アンモニア混焼を含めて最もCO₂排出量が多い石炭火発は、2030年までに廃止を国に求め、県内の石炭火発の廃止を電力事業者に要請すること。技術やコスト面で課題がある水素やアンモニアなどの「新エネ構想」を見直すこと。
- 2、再生可能エネルギーの推進に当たっては、環境共生、住民参加による地域主導型を中心に据え、メガ発電等による乱開発を抑制する県条例を制定すること。
- 3、住宅用太陽光発電設備と蓄電池の補助金を上げ、予算を大幅に増額すること。
- 4、省エネの技術開発を支援すること。省エネ住宅建築への補助を増額し、希望者すべてを対象とすること。省エネ家電への買い替え補助を再開すること。
- 5、林地開発許可要件の見直しを国に求めること。県として林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。

(2) 災害対策について

- 1、河川維持管理費を増額し、日常的に浚渫等の維持管理を行うこと。
- 2、遊水池の設置や流域治水対策は、地元住民の意見を十分反映する仕組みをつくりながら進めること。
- 3、台風13号に伴う線状降水帯の被害を受けたいわき市等の住宅再建を支援し、床上1mまでの浸水被害住宅に対する県独自の給付金10万円の支給を速やかに実施すること。
- 4、被災者生活再建支援金の上限を300万円から500万円へ引き上げること。
- 5、災害発生時、高齢者など災害弱者が自宅近くに緊急避難所として活用できる高層建築物を指定する等の仕組みを市町村と連携してつくること。
- 6、避難所は、「TKB48」を目標に洋式トイレ、温かい食事、ベッドを48時間以内に設置すること。災害弱者に対しては、福祉避難所の活用とともに、ホテル等を一時避難所として使用すること。避難所運営や災害対応のスタッフに女性職員を配置し、人権に配慮した避難所運営を行い、生活・健康・就労など様々な相談に対応できる専門ボランティアを配置すること。
- 7、災害基本条例を制定し、市町村と連携しケースマネジメントに取り組むこと。

六、産業の振興について

(1) 商工業、観光の振興について

- 1、福島県中小企業振興基本条例を生かして県内中小企業の支援を抜本的に強化すること。
- 2、地元企業が地域循環・生活密着型の公共事業、住民合意に基づいた再エネ普及に本格的に取り組むことなどにより雇用を創出できるよう支援すること。
- 3、元請け企業による「優越的地位の乱用」や下請けいじめを止めさせ、中小企業への支援を強めること。またフリーランスなどが人間らしく働けるよう雇用保険や労災保険など労働条件の整備を国に求めること。
- 4、県として公共事業の地元事業者への優先発注に努めるとともに、分離発注で中小企業の受注機会を広げること。入札参加資格のない小規模事業者が公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。
- 5、公契約条例を制定し、公共事業に従事する労働者の労働条件や公共サービスの向上に努めること。
- 6、市町村では既に取り組みされている住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を県として創設すること。
- 7、観光はインバウンド頼みだけでなく、価値観の多様化に伴い、地域資源を生かし観光資源の発掘・整備を進めること。

(2) 農林水産業の振興について

- 1、国際紛争や気候危機に伴う食糧状況の激変があるにもかかわらず、国はカロリーベースで38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるどころか自給率を掲げない方針である。あらためて国に自給率向上を強く求めること。県も目標を持つこと。また、77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 2、食料の8割を生産する家族農業の役割を踏まえ、国連の家族農業年にふさわしく、大規模集約化だけでなく家族経営を支援すること。
- 3、米価下落・物価高騰に対して農家への直接支援を行うこと。水田活用交付金の削減を見直すよう国に求め、農業者戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- 4、飼料や肥料、農業資材の価格高騰への補てんを行い、農業経営が継続して行えるよう国に求めるとともに県独自の支援策を講じること。
- 5、新規就農者支援制度の運用で若者の新規就農を支援するとともに、新規就農者がやむを得ず離農する場合も過大な負担とならないよう国に求めること。有機農業を支援すること。
- 6、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を促進させること。
- 7、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 8、人的被害も起きているイノシシについて生息調査と「イノシシ管理計画」を見直し、被害対策を強化すること。ツキノワグマに対しても対策を講じること。

- 9、県産材の活用を推進するとともに、林業後継者を支援し山の維持管理を継続して行えるようにすること。
- 10、処理水放出の風評被害、温暖化での海水温の影響等、漁業者を取り巻く状況は厳しくなっている。漁業の本格操業が軌道に乗るよう引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 11、航路確保など漁港としての機能を確保するため、堆積土砂撤去の予算を大幅に増額すること。

七、ジェンダー平等について

- 1、ジェンダー平等は「女性の世界史的復権」と言われるほど、この数年間で世界的に大きく前進しているが、日本はジェンダーギャップ指数 125 位と最下位クラスに後退しており、世界の流れから取り残されている。県としてあらゆる分野でジェンダー平等を貫くこと。
- 2、パートナーシップ・ファミリーシップ制度について、来年 1 月から伊達市で制度が導入されるほか、福島市や富岡町でも計画されている。県として同制度の制定を行うこと。
- 3、選択的夫婦別姓制度の早期実施を国に求めること。
- 4、県職員の女性管理職の割合目標 15%を早期達成し、大幅に引き上げること。女性が圧倒的に多い会計年度任用事務職員の処遇改善を図ること。
- 5、教育分野のジェンダーギャップ指数は全国 46 位と大きく遅れており、特に学校管理職の女性比率の低さは深刻である。女性も管理職を希望できる労働環境へと改善すること。
- 6、包括的性教育を推進すること。

以上